

吸収合併に関する事後開示書面

2021年11月5日

株式会社免疫生物研究所

2021年11月5日

群馬県藤岡市中字東田1091番地1

株式会社免疫生物研究所

代表取締役 清藤 勉

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2021年6月29日付けで株式会社スカイライト・バイオテック（以下「SLB」という）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SLBを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年11月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2021年8月17日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

た。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、2021年8月17日より電子広告を行いました。が、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2021年8月17日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。が、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法921条の変更の登記（合併登記）をした日
2021年11月5日

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2021年7月16日

株式会社免疫生物研究所

2021年7月16日

各位

群馬県藤岡市中字東田1091番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役 清藤 勉

吸収合併に関する事前開示書類

当社は、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社スカイライト・バイオテック（以下、「SLB」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則191条の定めに従い、下記の通り吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことと致します。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

SLBは当社の完全子会社であるため、本合併に際して、当社は株式その他の合併対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

SLBでは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度のSLBの計算書類は、別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日以後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断します。

以上



合併契約書

株式会社免疫生物研究所（本店所在地：群馬県藤岡市、以下「甲」という。）と株式会社スカイライト・バイオテック（本店所在地：秋田県秋田市、以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本件は無対価合併より、甲が合併により資本金等は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2021年11月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、2021年6月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第 8 条 (合併承認)

- 1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、2021年6月29日までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲及び乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲及び乙が協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

第 9 条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第 10 条 (条件の変更、解除)

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (本契約の効力)

本契約は、第 8 条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 12 条 (合意管轄裁判所)

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、前橋地方裁判所高崎支部を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 13 条 (誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2021年6月29日

甲：群馬県藤岡市中字東田 1091 番地 1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清藤 勉



乙：秋田県秋田市飯島字砂田 100-4
株式会社スカイライト・バイオテック
代表取締役会長 清藤 勉



第 19 期 決算書

自 2020 年 4 月 01 日
至 2021 年 3 月 31 日

株式会社スカイライト・バイオテック

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	97,617,213	流動負債	11,044,153
現金及び預金	60,395,452	未払金	8,785,274
売掛金	16,560,597	預り金	248,679
貯蔵品	19,717,221	未払法人税等	382,300
前払費用	314,366	未払消費税等	1,627,900
未収入金	539,866	固定負債	41,162,310
その他	89,711	長期借入金	40,000,000
		退職給付引当金	1,162,310
		負債合計	52,206,463
		純資産の部	
		科目	金額
固定資産	25,000	株主資本	45,435,750
投資その他の資産	25,000	資本金	58,777,500
差入保証金	25,000	資本剰余金	22,777,500
		資本準備金	22,777,500
		利益剰余金	△36,119,250
		その他利益剰余金	△36,119,250
		繰越利益剰余金	△36,119,250
		純資産合計	45,435,750
資産合計	97,642,213	負債及び純資産合計	97,642,213

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 円)

科 目	金 額	金 額
【 売上高 】		
売上高	81,851,564	
純売上高		81,851,564
【 売上原価 】		
売上原価		34,426,846
売上総利益		47,424,718
【 販売費及び一般管理費 】		
販売費及び一般管理費合計		58,733,908
営業損失		11,309,190
【 営業外収益 】		
受取利息	205	
補助金	2,000,000	
助成金	794,255	
その他の	152,250	2,946,710
【 営業外費用 】		
支払利息	30,246	30,246
経常損失		8,392,726
税引前当期純損失		8,392,726
法人税、住民税及び事業税	382,300	382,300
当期純損失		8,775,026

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資本準備金	繰越利益 剰余金	株主資本 合 計	
前 期 末 残 高	58,777,500	22,777,500	△27,344,224	54,210,776	54,210,776
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失			△8,775,026	△8,775,026	△8,775,026
当 期 変 動 額 合 計			△8,775,026	△8,775,026	△8,775,026
当 期 末 残 高	58,777,500	22,777,500	△36,119,250	45,435,750	45,435,750

個別注記表

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
2. 重要な会計方針
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
- (i) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)
- (ii) 時価のないもの 移動平均法による原価法
 棚卸資産 総平均法による原価法
- (2) 繰延資産の処理方法
 株式交付費: 支出時に全額を費用として処理しています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 該当事項はありません。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦邦貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算、差額は損益として処理しています。
- (5) リース会計処理方法
 通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理に拠っています。
- (6) 消費税等の会計処理
 税抜方式を採用しています。
3. 会計方針の変更
 該当事項はありません。
4. 貸借対照表関係の注記
- (a) 担保に提供している資産
 該当事項はありません。
- (b) 重要なリース資産
 貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により OA 機器を使用しています。
5. 株主資本等変動計算書の注記
- (1) 発行済株式の総数

発行済株式	前事業年度末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	22,656株	—	—	22,656株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 1株当たり情報の注記

(1) 普通株式1株当たり純資産額 2,005円46銭
普通株式1株当たり純資産の算定上の基礎は以下の通りです。

貸借対照表の純資産の部の合計額	45,435,750円
普通株式に係わる純資産額	45,435,750円
普通株式の期末発行済株式数	22,656株

(2) 普通株式1株当たり当期純損失 △387円31銭
普通株式1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下の通りです。

損益計算書の当期純損失	△8,775,026円
普通株式に係わる当期純損失	△8,775,026円
普通株式の期中平均株式数	22,656株

7. 重要な後発事象の注記
該当事項はありません。